

平成25年12月13日

松阪記者クラブ 様

担当者 福祉子育て課 下村由美子

連絡先 電話：0596-52-7115

FAX：0596-52-7137

発表事項 明和町歯と口腔の健康づくり推進条例（案）について

内 容 町では、町民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを推進し、町民の皆さんの健康を保持・増進するために、「明和町歯と口腔の健康づくり推進条例」の制定準備を行っています。

○平成26年2月初旬 パブリックコメント（予定）

○平成26年3月定例会に上程予定

※詳細：別紙

## 明和町歯と口腔の健康づくり推進条例の概要（案）

- 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年 8 月 10 日施行）
- みえ歯と口腔の健康づくり条例（平成 24 年 3 月 27 日施行）



法律、県条例の趣旨に基づき、

町民の健康増進に寄与するため、町民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進【○目的（第1条）】

### ○基本理念（第2条）

- ① 歯と口腔の健康づくりは、生活習慣病の予防、介護予防等に重要な役割を果たすものであり、健康寿命の延伸及び生活の質の向上に深く関わっているという認識のもと、個人の意思や人権を尊重しつつ行うものとする。
- ② 町民が、生涯にわたって日常生活において歯及び口腔の疾患の予防に向けた取り組みを行うとともに、歯と口腔の疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進するものとする。
- ③ 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯又は口腔の状態及び歯と口腔の疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進するものとする。
- ④ 保健、医療、福祉、教育その他の関連施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進するものとする。

### ○責務と役割（第3条～第6条）

- ① 町についての責務を規定
- ② 町民についての責務、
- ③ 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科保健医療又は保健指導に係る業務に携わる者
- ④ 教育関係者及び保健医療福祉関係者

## 町の施策

### ○生涯にわたる町民の歯と口腔の健康づくりを推進するための基本的施策（第8条）

- ① 歯と口腔の健康づくりの推進に関する情報の収集及び提供、関係者との連携体制
- ② 定期的に歯と口腔の保健サービスを受けることを促進するための勧奨等
- ③ 障がい者や介護を必要とする者、妊産婦及び乳幼児等が、適切に歯と口腔の保健サービスを受けることができる環境の整備等
- ④ 幼児、児童及び生徒におけるフッ化物洗口等の科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策（むし歯予防対策）
- ⑤ 児童虐待の早期発見等
- ⑥ 成人期における歯周病等の歯と口腔の疾患の予防対策
- ⑦ 歯科口腔保健の観点に基づく食育の推進、生活習慣病の予防
- ⑧ 平常時及び災害発生時における歯科保健医療体制
- ⑨ 歯と口腔の健康づくりに携わる者の資質の向上

### 実施体制

#### ○基本的な計画（第7条）

町民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を定めるものとする。

#### ○歯と口腔の健康づくり推進協議会（第10条）

歯と口腔の健康づくりを円滑に推進するための協議の場を置くことができる。

#### ○歯と口腔の健康づくり普及月間（第9条）

毎年11月を歯と口腔の健康づくり普及月間とし、歯と口腔の健康づくりの重要性を普及する

#### ○条例の施行期日

平成26年4月1日予定